



農地関連手続に係る登記情報提供サービスの活用の推進に関する 情報収集結果

総務省九州管区行政評価局（局長：磯 寿生）では、行政相談をきっかけとして、申請手続に係る利便性向上の観点から、今回初めて農業委員会における農地転用許可申請書等（注 1）への登記事項証明書の添付省略の状況について情報収集を行いました。

その結果、現状では、対応が進んでいない実態が分かりました。

デジタル行政推進法（注 2）では、法令で申請書に添付を義務付けている登記事項証明書について、受け付ける行政機関等がインターネット上の登記情報提供サービスを活用すれば、添付を省略できる旨を定めています。

この場合、申請者（特に申請を数多く代行する行政書士など）にとっては、法務局で登記事項証明書を取得するよりも費用や手間が少ないというメリットがあります。

今回、九州で農地転用許可などの件数が多い 50 市町の農業委員会の状況について情報収集したところ、これまで申請者から要望がない、具体的な実施方法が分からないなどの理由で、許可申請書への登記事項証明書の添付省略の対応が進んでいませんでした。

農業委員会における許可申請書への登記事項証明書の添付省略に向けた取組の実施に当たっては、申請者の利便性向上といったデジタル行政推進法の趣旨とともに添付省略の具体的な実施方法などの継続的な周知が重要と考えます。

当局では、行政課題の改善に資するため今回の情報収集結果を、本日、農地法を所管する農林水産省九州農政局に提供しました。

（注）1 農地の所有権移転や転用をする場合、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）に基づき、市町村の農業委員会へ土地の登記事項証明書などの必要書類を添付した申請書を提出し、許可権者（農業委員会や県知事等）の許可を得る必要がある。

2 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成 14 年法律第 151 号）

（連絡先）

総務省九州管区行政評価局 評価監視部
担当：第 3 評価監視官 中原 悟
電話：092-431-7087（直通）
E-mail：ksy12@soumu.go.jp

結果の概要

実施の経緯等

- 農地の**所有権移転**や**転用**をする場合、農地法に基づき、市町村の**農業委員会**¹へ土地の**登記事項証明書**などの必要書類を**添付**した**申請書**を**提出**し、許可権者（農業委員会や県知事等）の許可を得る必要あり
- **デジタル行政推進法**²に基づき、**農業委員会**が**登記情報提供サービス**の**公共電子確認**を**活用**すれば、申請者は同サービスにより取得した**照会番号**を**提出**することで、**登記事項証明書**の**添付が不要**（法務局での取得不要）**別紙参照**
- 当局では、令和6年6月、**一般の方**から“九州内の農業委員会では申請書への**登記事項証明書**の**添付省略**が**進んでいない**”と思うので、その**実態**を**把握**し関係機関への**働きかけ**を**行ってほしい**”旨の**行政相談**を受付けこれを契機に、同年9月から農業委員会等を対象に情報収集を実施

情報収集により明らかになったこと

- 九州で農地転用許可などの件数が多い50市町の**農業委員会**では、許可申請書への**登記事項証明書**の**添付省略**に係る対応を**未実施**（今後の具体的な実施予定なし）
- このうち14市の農業委員会を訪問し事情を聞いたところ、次のような回答あり
 - ・ これまで申請者側から添付省略についての**要望がない**
 - ・ 添付省略について**具体的な方法**や**メリット・デメリット**などが**分からない**
 - ・ 添付省略に係る対応を実施するとなると、登記情報提供サービスにアクセスし確認する作業が新たに生じるため、**業務負担が増えるのではないか**
 - ・ 国や県は、添付省略の**具体的な方法**などを分かりやすく**周知してほしい** 等
- 一方、これら50市町以外の**2市の農業委員会**では、受付時に照会番号による**確認作業が増えるものの**（特段の負担感なし）、**申請者の利便性**を考慮し**添付省略**に係る対応を**実施**していることを確認
- 農地転用許可申請などを代行することが多い**行政書士**の2団体（福岡県及び熊本県の行政書士会）からは、**申請者側の利便性向上（負担軽減）**のため、農業委員会における**添付省略**に係る対応の実施を求める**要望**あり

まとめ

今後、**農業委員会**に対し次のような点について、**継続的な周知が重要**

- ・ **申請者の利便性向上**というデジタル行政推進法の**趣旨**
- ・ 添付省略（公共電子確認）の**具体的な実施方法**
- ・ 行政書士会の中には添付省略の要望もあり、**ニーズは存在**
- ・ 添付省略に対応している農業委員会では、特段、**負担感はない**

等

行政課題の改善に資するため

当局の対応

これらの情報収集結果を九州農政局に提供

1 農地法に基づく権利移動の許可、農地転用案件への意見具申など、農地法等の法令に基づく事務、農地等の利用の最適化の推進（担い手への農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進）に関する事務を執行する行政委員会として市町村に設置

2 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律

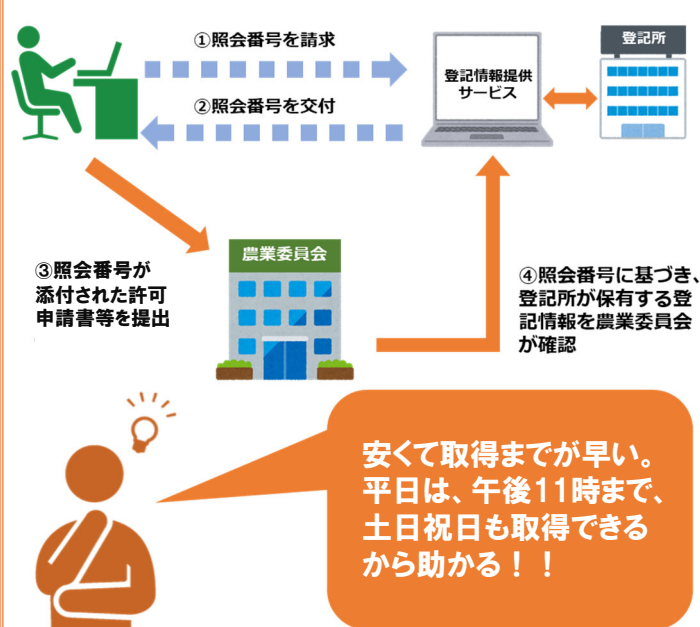
登記情報提供サービスの公共電子確認とは

- 登記情報提供サービスは、登記所（法務局）が保有する登記情報をインターネットを使用してパソコン等の画面上で確認できる有料サービス（<https://www.1.touki.or.jp/>）
電気通信回線による登記情報の提供に関する法律第4条第1項の業務を行う者（指定法人）として、一般財団法人民事法務協会が運営
- 行政機関等が、デジタル行政推進法に基づく登記事項証明書の添付省略に係る対応を実施をするためには、申請者が登記情報提供サービスにより取得・提出した照会番号を基に同サービス上で登記情報を確認する公共電子確認が必要（行政機関等があらかじめ利用登録。公共電子確認に係る登録及び利用に当たって行政機関等は費用負担なし）
- 申請者側で登記情報提供サービスを利用する際、照会番号の取得にかかる費用は不動産登記情報（全部事項）又は商業・法人登記情報（全部事項）であれば1件当たり331円であるため、登記所での登記事項証明書取得の場合に比べて節約できる（登記所で交付を受ける場合1通当たり600円、オンライン申請・郵送受取では500円、オンライン申請・窓口受取では480円）
※令和7年2月現在

登記情報提供サービスを活用していない場合



登記情報提供サービスを活用している場合



登記情報提供サービスから得られる照会番号（イメージ）

20**/**/** **:* 現在の情報です。
発行年月日：20**/**/**
照会番号：*****

照会番号の有効期間は発行年月日から100日間です。

表題部 (土地の表示)	調製 (金)	不動産番号	△△△△△△△△△△△△
地図番号 (金)	境界特定 (金)		
所在	△△△△△△△△△△△△	丁目	(金)
①地番	②地目	③地積	④原図及びその日付 (登記の日付)
1番2	宅地	300.00	1番から分筆 (平成20年10月14日)
所有者	△△△△△△△△△△△△1号民事登記		
権利部 (甲区)	(所有権に関する事項)		